

狩猟免許取得費用の一部を補助します！

—寄居町狩猟免許取得支援事業補助金—

町では、野生鳥獣による農作物被害防止及び町民の生活環境を保全するため、新たに狩猟免許を取得した方に対して、費用の一部を補助します。

◎対象者（次のすべてを満たす必要があります。）

- ・町内に住所を有し、新たに狩猟免許を取得した方
- ・町が実施する野生鳥獣駆除事業（委託事業を含む）に従事する意思のある方

◎補助対象費用等

対象免許	対象経費	補助率	上限額
・わな猟免許 ・第一種銃猟免許 ・第二種銃猟免許	・狩猟免許講習教材費 ・狩猟免許申請手数料 ・狩猟免許申請に係る診断書費用 ・申請用写真代	2分の1以内	6,000円

※狩猟免許の再取得、更新等は補助対象外です。

※100円未満の端数は切捨てです。

◎必要な書類・申請手続き

- ①取得した狩猟免許および補助対象経費の領収書の写し
- ②補助金交付申請書および誓約書（農林課備え付け）
- ③補助金の振込先口座番号がわかるもの（預金通帳等）
- ④印鑑

上記①から④をお持ちになり、農林課窓口までお越しください。

なお、申請書等は町ホームページからダウンロードできます。

◎その他

- ・狩猟免許取得後は、地元猟友会への加入をお願いします。
- ・補助金には限りがありますので、まずは下記問い合わせ先までご確認ください。

◎問い合わせ先

- ・農林課（☎581・2121 内線 402）

